

新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更について

1 新市まちづくり計画（新市建設計画）とは

新市まちづくり計画は、[旧]市町村の合併の特例に関する法律（以下「旧合併特例法」という。）により、合併協議会で作成されることが定められ、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたもので、新市まちづくり計画に掲げる事業に対しては、さまざまな財政支援措置が講じられています。

また、計画に掲げる事項については、旧合併特例法第5条第1項において、

- ①合併市町村の建設の基本方針
- ②合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- ③公共的施設の統合整備に関する事項
- ④合併市町村の財政計画

となっています。

津地区合併協議会が策定した新市まちづくり計画は、新市のまちづくりにあたっての基本方向を示すことにより、合併に際して、新市の将来ビジョンを提供するものとし、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的な内容については、合併後の新津市で策定する総合計画に委ねるものとされました。

2 新市まちづくり計画の計画期間延長（平成26年12月変更）

平成24年6月、国の法改正により、東日本大震災の影響を考慮して合併特例事業債の起債可能期間が延長されました。合併特例事業債の対象となる事業は、新市まちづくり計画の施策に基づくことが前提となることから、事業を展開するにあたり、合併特例事業債を有効に活用し、より健全な財政運営を実現するためには、新市まちづくり計画の計画期間延長が必要と考え、新市まちづくり計画の当初の計画期間（平成18～27年度）を超えて整備完了が見込まれる事業の財源を確実に担保するとともに、総合計画後期基本計画との関連性、さらには、次期総合計画への継続性を踏まえ、平成28年度から平成32年度までの5年間の期間延長を行いました。

図 新市まちづくり計画の計画期間延長を踏まえた各計画の関係図

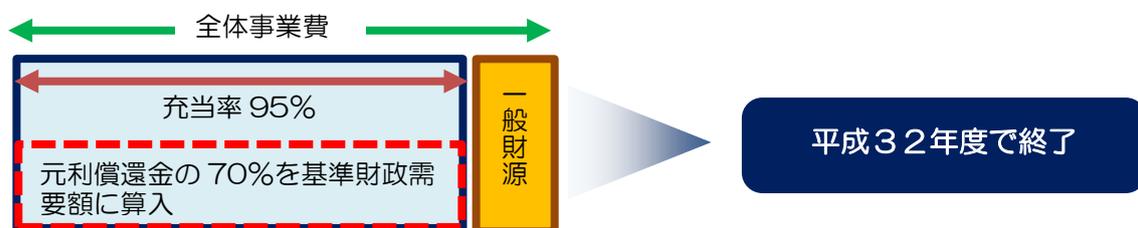


### 【参考①】 合併協議会

合併協議会は、地方自治法第252条の2および旧合併特例法第3条第1項の規定に基づき設置される協議会で、同協議会において合併に関する事項の協議が行われるものです。

### 【参考②】 合併特例事業債

市町村の合併に伴い特に必要となる事業に充てる（借り入れする）ことができ（充当率95%）、その元利償還金の70%が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債です。



※元利償還金の70%が、国から補助金として助成されるのと同等のこととなります。

このとき地方財政法の改正により公共施設等の除却への地方債の充当が認められ、加えて新市まちづくり計画に公共施設等の除却という文言を明示すれば、地方債として合併特例事業債が活用できるようになっていました。

この法改正は、公共施設等の大量の更新時期に対応し、地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を目的としたものですが、新市まちづくり計画における除却に係る記述の追記については、市町村が策定する公共施設等総合管理計画と齟齬がないことが条件とされていました。

しかしながら、当時津市においては公共施設等総合管理計画が未策定であった（未策定の計画に対して修正に齟齬がないという理屈は成り立たない）ため、計画期間の延長と併せた公共施設等の除却に係る修正は行いませんでした。

地方財政法（平成26年3月）

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第三十三条の五の八 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

## 3 今回変更する趣旨

平成29年1月に津市公共施設等総合管理計画を策定し、同計画に基づく公共施設の適正な配置・管理を推進するなか、具体的な事業に係る財源の確保に向け、公共施設等の除却に合併特例事業債が活用できるよう、新市まちづくり計画を修正するものです。

## 4 変更点

変更内容については、新市まちづくり計画の「VI 公共的施設の統合整備と適正配置」において、公共施設の統合・整備を行う場合には、必要に応じ除却や売却を行う旨を追加することとします。